

事務連絡  
令和6年7月31日

各 国 公 私 立 大 学  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校  
各 都 道 府 県 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 各 種 学 校 主 管 課  
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 擁 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 企 画 課

御中

文 部 科 学 省  
総 合 教 育 政 策 局 生 涯 学 習 推 進 課  
高 等 教 育 局 参 事 官 ( 国 際 担 当 ) 付 留 学 生 交 流 室

夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

一昨年10月の入国制限の撤廃以降、国際旅客定期便が徐々に再開し、日本政府観光局の統計によると、2024年の月別来日外客数は、直近の2月～6月で新型コロナウイルス流行前の2019年を上回り、月300万人前後で推移しているところです。

これから夏季休暇期間を迎えるに当たり、国内外の人の移動が今後さらに活発になることが予想されることから、留学生及び技能実習生等の訪日外国人等に対し我が国への肉製品や果物・野菜等の持込みは原則禁止されていることなどについて周知の御協力をお願いするものです。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用下さい。

各都道府県におかれては所轄の専修学校及び各種学校（以下「専門学校等」という。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

（専門学校について）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
TEL：03-5253-4111（内線2915）

（大学・短期大学・高等専門学校について）

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室  
TEL：03-5253-4111（内線2518）

事務連絡  
令和6年7月26日

文部科学省  
総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長  
高等教育局参事官（国際担当）付留学生交流室長

農林水産省消費・安全局  
植物防疫課防疫対策室長  
動物衛生課国際衛生対策室長

### 夏季休暇期間中における動植物検疫の徹底について（協力依頼）

果樹等の重大な病害虫であるミカンコミバエ種群及び火傷病並びに家畜の重大な伝染病であるアフリカ豚熱（以下「ASF」という。）、口蹄疫等の侵入防止に関し、関係省庁の皆様には多大なる御協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

植物検疫については、中国・韓国においてりんご・なしの火傷病の発生が拡大し、動物検疫については、アジア諸国でASFの発生が拡大し昨年12月以降は韓国釜山の野生いのししで相次いで感染が確認されるなど、日本で未だ発生していない病害虫や伝染病が近隣諸国で拡大しています。

また、日本政府観光局の統計によると、2024年の月別訪日外客数は、2月～6月の5か月連続で新型コロナウイルス流行前の2019年を上回り、月300万人前後で推移しているところです。特に2023年7月以降の韓国からの訪日客数の伸びが著しいこと、中国からの2024年の訪日客数が2019年同月比の7割程度まで回復していることから、上述の植物の病害虫や家畜の伝染病の日本への侵入リスクが極めて高まっている状況です。

夏季休暇期間中には訪日外客だけでなく日本人観光客も多く海外に渡航することが想定されます。このため、植物防疫所及び動物検疫所では、入国者に対する植物・畜産物の持込み禁止に関する広報、靴底消毒、携帯品及び国際郵便物の検査等を強化するとともに、各地でキャンペーン等の啓発活動を行うこととしています。

貴省におかれましては、今後も円滑に動植物検疫措置を実施するため、下記について御協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

引き続き、植物の病害虫及び家畜の伝染病の侵入防止に係る取組に御協力いただくとともに、以下ウェブサイトの動画・情報や別添のリーフレットを参照いただき、長期休暇に入る外国人留学生を含む学生に対する周知及び注意喚起を実施すること。

(参考)

○植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

（15 秒版）<https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

（30 秒版）<https://youtu.be/9fMloJk0kBo>

「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

以上



[https://twitter.com/MAFF\\_JAPAN/status/1775454618757345465](https://twitter.com/MAFF_JAPAN/status/1775454618757345465)



○ 手荷物検査への協力ポスター

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-35.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/pamphlet-33.pdf>



○ 「来日するあなたへのお願い」のリーフレット(畜産物及び植物輸入関係)

(日本語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>



※やさしい日本語版

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-ezJP.pdf>



(英語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>



(中国、簡体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-S.pdf>



(中国、繁体語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-T.pdf>



(韓国語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-KR.pdf>



(ベトナム語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-VN.pdf>



(タガログ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-PH.pdf>



(タイ語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-TH.pdf>



(モンゴル語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MN.pdf>



(インドネシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-IN.pdf>



(クメール語 (カンボジア語) )

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CB.pdf>



(ビルマ語 (ミャンマー語) )

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MM.pdf>



(ロシア語)

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-RU.pdf>



同内容の HTML 版ページ (植物防疫所ウェブサイト)

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>



おや？その植物  
**持ち込み禁止かも!?**



輸入検査を受けずに植物類を持ち込んだ場合には、

**3年以下の懲役又は300万円※**

**以下の罰金が科せられます。**

※法人が違反した場合**5000万円**以下の罰金が科せられます。

**農林水産省 植物防疫所**



植物防疫所Webサイト

# アジア地域で アフリカ豚熱 発生中



There have been outbreaks of African swine fever in Asia.

## 輸入禁止

Bringing meat products is prohibited!

輸入検査を受けずに肉製品を持ち込んだ場合は、  
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科せられます  
(※法人の場合は5000万円以下)

Imprisonment of 3 years or less or a fine of 3 million yen or less will be imposed,  
when importing meat products without receiving import inspection  
(up to 50 million yen for businesses)



農林水産省 動物検疫所

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan  
Animal Quarantine Service